

②人間関係づくり

毎学期2回以上、構成的グループエンカウンタおよびソーシャルスキルトレーニングの機会を持つ。
児童相互の人間関係を円滑にすると共に、自己肯定感を高め、互いがいてよかったと思えるよう、シェアリングを行う。

また、運動会、児童会行事を実施し、異学年交流によるモデリング、いじめの早期発見、未然防止につなげる。

4. いじめの早期発見

① あわづっこあんしんアンケートの実施

1カ月に一度、アンケートを実施して「いじめられていないか」「いじめられている子はいないか」を児童に確認し、いじめがあると認識している児童には担任が個別に事情を聞き、即座に対応する。担任の指導だけで解決が難しい場合は、いじめ問題対策チームで話し合う。

② Q-Uの実施

6月と10月の年2回、「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」を実施し、児童の習慣的な満足感や意欲、および学級集団の状態を測定する。その分析結果を教職員相互で確認し、その後の学級経営及び指導に生かす。

③教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教職員と児童の信頼関係の上で初めて為し得ることを踏まえ、日常的な人間関係作りに努める。休み時間や給食時間、放課後等での会話や声かけ、ワークシートやノート等での交流を通して、信頼関係の構築と交友関係や悩みを把握できるよう努める。

なお、児童が教職員に相談してくれた場合に、後回しにせず早期に対応する。

また、児童の生活の様子を把握するため、担任は家庭との連携に心がける。

5. いじめに対する措置

①組織的な指導体制の確立

- ・常設の「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見したり知らせを受けたりした教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は組織的に対応する。このため、組織的体制を整備するとともに、平素より職員間の風通しをよくし、対応に關しての共通理解を図る。
- ・会議やケースカンファレンスを経て、具体策や目標を設定する。担任の抱え込みや、一部教職員の過重負担を回避し、全教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことでいじめの早期解消を図る。

②いじめられている児童とその保護者への対応

＜児童への対応＞

- ・具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員のだれかが必ず相談相手になることを理解させる。また、決してひとりで悩まず誰かに相談することを十分指導する。
- ・事実関係の把握の際、冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し共感的に受け止める。
- ・児童の長所を積極的に見つけ認めるとともに、自ら進んで取り組める活動を通して、自信を持たせる。

＜保護者への対応＞

- ・どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を持ち、不安と動揺を十分に受け止め、対応

策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。

- ・学校での様子や、学校が把握している実態や経緯などを隠さず保護者に伝え、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

③いじめている児童とその保護者への対応

＜児童への対応＞

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態を正確に把握する。
- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させるよう努めいじめは許されない行為であることを理解させる。
- ・どんなことがいじめであるのか分かっていない場合、自らの行為がいじめに当たることを理解させたうえで指導に当たる。

＜保護者への対応＞

- ・いじめた子の心理などを理解し、立ち直りに向けて保護者と話し合う時間を大切にするとともに必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

④関係機関との連携

- ・いじめを認知した際、校長は小松市教育委員会に報告する。
- ・いじめを行う児童に必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、そのいじめが犯罪行為と認められるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対応する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑤インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、スマートフォン、タブレット端末、PC、携帯ゲーム機などにより、児童がインターネットにアクセスするのが容易になっている。ネットモラル教育を推進するとともに、インターネット上の不適切な書き込みやアップロード等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。

⑥児童集会（全校活動）

月1回の児童集会で、6年生が中心となって、全校児童で遊んだり、交流したりして、高学年の自己肯定感を高めるとともに、安全・安心な学校づくりにつなげる。